

2026年3月吉日

お客さま 各位

東奥信用金庫

手形・小切手の最終振出期限の設定等について

平素は東奥信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、以下のとおり取組みを行うことといたしましたのでお知らせします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限は、2026年9月30日までとします。

※ 2026年10月1日以降に振り出された当金庫の手形・小切手は決済されません。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

他金融機関の手形・小切手の入金は、2026年9月30日をもって受付を終了します。

※ 2026年10月1日以降は、他行（支払金融機関）へ呈示が必要となります。

3. 既に実施している「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応

実施している対応内容	実施時期
当座預金口座開設の新規受付停止	2025年4月1日
2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止	
払戻請求書による当座預金出金	
手形・小切手の発行受付終了	2026年4月1日

4. 手形・小切手の代替サービスについて

紙の手形・小切手に代わる決済手段として、電子記録債権（でんさいネットサービス）やインターネットバンキングがご利用いただけます。是非ともご検討いただけますようお願い申し上げます。

サービス内容の詳細につきましては、お近くの営業店窓口までお問い合わせ下さい。

以上

《 参考 》

手形・小切手に関するスケジュール

① 当金庫の手形・小切手を振出されるお客様

	2026年9月30日まで	2026年10月1日から
発行	発行受付不可（2026年4月1日より）	
振出	振出可	振出不可

② 手形・小切手をお受取りになるお客様

	支払地	2026年9月30日まで	2026年10月1日から
入金	当金庫	入金可 <u>ただし、振出日が2026年9月30日までのもの</u>	
	他行	入金可	入金不可 ※注1
取立	当金庫	取立可 <u>ただし、支払期日が2027年3月31日かつ、振出日が2026年9月30日までのもの</u>	
	他行	取立可 <u>ただし、支払期日が2027年3月31日までのもの</u> ※注2	

※注1 他行（支払金融機関）への呈示が必要となります。

※注2 他行（支払金融機関）が振出期限を設定している場合、決済されない可能性があります。あらかじめ振出人や支払金融機関へ振出期限をご確認ください。